

中高層建物直結給水取扱基準

令和 8年 4月

大崎市上下水道部

目 次

1	目 的	1
2	定 義	1
3	適用要件	
3. 1	対象地域	1
3. 2	事前協議	1
3. 3	配水管水圧	2
3. 4	分岐対象配水管	2
3. 5	分岐給水管	2
3. 6	給水階高・対象建築物	3
4	設計の基本条件	
4. 1	計画使用水量の決定	3
4. 2	給水口径の決定	4
4. 3	所要水頭の計算	4
4. 3. 1	直結直圧式の計算	4
4. 3. 2	直結増圧式の計算	5
5	中高層建物の給水装置	
5. 1	給水装置の構造	6
5. 2	給水方式の併用	8
5. 3	逆止弁防止装置	9
5. 4	直結増圧設備	9
5. 5	その他の留意事項	10
6	水道メーター	
6. 1	メーターの設置	10
6. 2	計量および徴収方式	10
7	既施設からの改造	10
8	完成試験	
8. 1	試験の範囲	11
8. 2	水圧試験方法	11
8. 3	増圧設備試験運転	12
8. 4	竣工検査	12
9	直結給水装置の維持管理	
9. 1	維持管理	12
10	手続き方法	
10. 1	協議方法	13
10. 2	各種の変更及び取消し	13

中高層建物直結給水取扱基準（案）

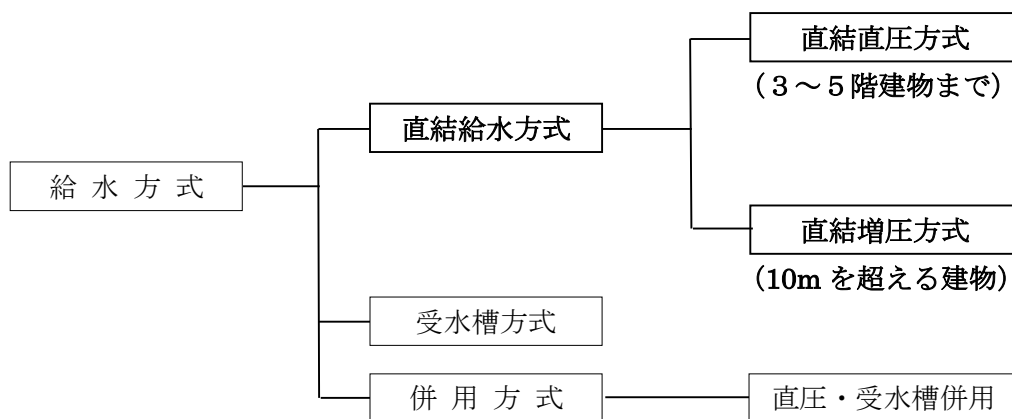
1. 目 的

この基準は、直結給水対象範囲の拡大に伴う給水装置の設計及び施工に関して必要事項を定め、給水サービスの向上と給水装置工事の適正な施工を図ることを目的とする。

1. 水道水の安定供給を図りつつ直結給水対象範囲を拡大することにより、小規模受水槽の衛生問題の解消、省エネルギーの推進、設置スペースの有効利用等「給水サービスの向上」に寄与することを目的とする。
2. この基準に明記されていないものについては「給水装置工事設計施工基準」（以下「施工基準」という。）等によるものとする。

2. 定 義

直結給水とは、中高層建物に対して配水管の水圧を利用して直接給水する方式（直結直圧式）と、給水管の途中に増圧設備を設置し給水する方式（直結増圧式）をいう。



3. 摘要要件

3.1 対象地域

直結給水の対象地域は、配水管水圧が本基準に定める水圧を確保できる地域とする。

直結給水対象地域は、今後の配水施設整備計画を勘案し、現状及び将来とも必要水圧を安定的かつ継続的に確保可能と判断できる地域とする。

3.2 事前協議

申請者は、事前に管理者と協議をし、市は直結給水の可否を検討し申請者と協議を行う。

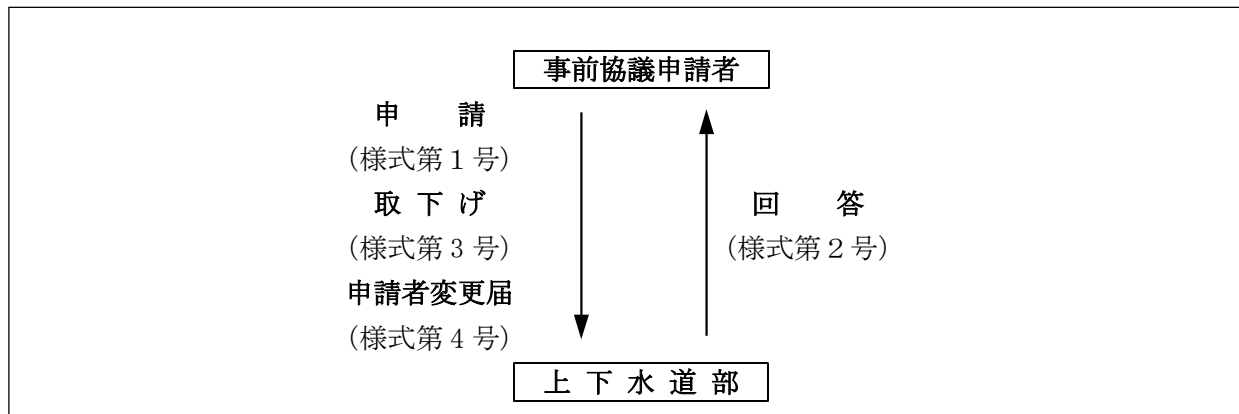
申請者は協議の結果に基づき、給水装置の設計を行い本協議を行う。

1. 本協議前に、管理者と事前に協議を行うこと。
2. 事前協議の内容は、[受付・事前調査・水量計算に用いる配水管動水圧の決定・回答]からなる。

3階建て直結給水施工基準 最小水圧 0.196Mpa 設計水圧 0.196Mpa

3. 事前協議の結果に基づき当該建物の水理計算に用いる配水管動水圧を決定する。
4. 事前協議の申請から回答までは3週間程度要するので、早めの協議が必要となる。
5. 建物規模・用途等に変更がある場合は再協議が必要となる。
6. 事前協議の取下げや申請者の変更が生じた場合は、遅滞なく届出なければならない。

【事前協議事務処理フロー】



3.3 配水管水圧

水理計算に用いる配水管水圧は、以下によること。

1. 直結直圧式は、0.20Mpa 以上の最小動水圧が確保されている地域とする。
2. 直結増圧式は、0.15Mpa 以上の最小動水圧が確保されている地域とする。

1. 給水区域によって配水管水圧が異なるため、以下の水圧を基本とします。
2. 直結直圧式
 - (1) 0.20Mpa 以上の最小動水圧が確保されている地域は3階まで接続することを可能とする。

3.4 分岐対象配水管（被分岐管）

直結給水の分岐可能な配水管は、口径75～250mmまでとし同口径取出しは認めない。

1. 口径50mm（配水管）からの3階以上への直結給水方式は、管網計算上・水量不足となるため認めない。
2. 口径75mm（配水管）で管網を形成していない場合は、3階以上への直結給水方式は認めない。
3. 老朽管等による水量、水圧が不安定な配水管からの分岐は、事前協議時に調査・検討し可否について回答する。

3.5 分岐給水管

分岐給水管は、口径75mm以下とする。

1. 配水管に影響を及ぼさない口径を考慮し、配水管より1段落ちの口径、行き止まり管の場合は、2段落ちまでの口径とし**最大分岐給水管口径は75mm**とする。
2. 直結式の建物が集中して複数棟建設される場合は、事前協議時に別途管網・分岐口径等を検討する。

3. 6 給水階高・対象建物

1. 給水階高

- (1)直結直圧式は5階までとする。
- (2)直結増圧式は10階までとする。

2. 計画一日最大給水量

対象建物の計画一日最大給水量（以下「計画使用水量」という。）は、40 m³までとする。

3. 対象建物は、下記の給水条件を除く建物とする。

- (1)災害時、事故等による水道の断減水時にも、給水の確保が必要な建物。
- (2)一時に多量の水を使用するとき、または使用水量の変動が大きいときなど、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがある建物。
- (3)配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量・水圧を必要とする建物。
- (4)有毒薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのある建物。
- (5)申請時に使用用途不明な区画がある建物。

1. 直結直圧式は、配水管の配水能力及び水理計算により5階までの建物とし、計画使用水量は20 m³までとする。
2. 直結増圧式は、増圧設備に使用するポンプ（日本水道協会規格）の性能により10階までの建物とし、計画使用水量は40 m³までとする。
3. 直結給水方式は、災害、事故等による水道の断減水時にも、給水の確保（貯水機能）が必要な建物等には必ずしも適当ではない。設計にあたっては建築用途を十分踏まえて、最適な給水方式を採用することが必要である。
4. 対象外の建物の例

病院、学校、ホテル、遊技場、工場等

4. 設計の基本条件

4. 1 計画使用水量の決定

1. 計画使用水量は、給水管の口径、直結増圧設備といった給水装置系統の主要諸元を計画する際の基礎となるものであり、建物の用途及び水の使用用途、使用人数、給水栓の数等を考慮した上で決定すること。
2. 同時使用水量の算定にあたっては、各種算定方法の特徴を踏まえ、使用実態に応じた方法を選択すること。

なお、集合住宅の同時使用水量（瞬間最大使用水量）の決定については、施工基準の表一覧に記載されている計画使用水量及び給水管の口径の算出方法を参考とすること。

1. 計画使用水量は、給水装置の形態や給水方式によって異なるので、それぞれに対応した水量を設定すること。
また、過度にならない範囲で安全サイドに立った計算方法によること。
2. 直結給水における計画使用水量は、給水器具の同時使用の割合を十分考慮して実態に合った水量を設定することが必要である。

4. 2 給水管口径の決定

1. 給水管の口径は、配水管の水量・水圧などの供給能力の範囲で、計画使用水量を供給できる大きさとする。
2. 給水管の管内流速は2m/sec 以下となる給水管口径とすること。(参考：空気調和・衛生工学会)
3. 給水用具の取付部において、必要水圧について十分考慮したものであること。

1. 給水管の口径は、別に定める配水管の水圧において、計画使用水量を十分に供給できるもので、かつ経済性も考慮した合理的な大きさとするが、将来の使用水量の増加、配水管の水圧変動等を考慮して、ある程度の余裕水頭を確保しておく必要がある。

増圧式の場合は、計画使用水量を供給できる増圧設備を選定し、さらにその水量に応じた給水管の口径を決定すること。

2. 給水管口径が使用水量に比べて過小な場合、流速が増加し、ウォーターハンマによる騒音、管路や器具の損傷が考えられるため、既存建物の改造等やむを得ない場合を除き、管内流速は2m/sec 以下となる口径とする。(参考：空気調和・衛生工学会)
3. 最低作動水圧を必要とする給水用具がある場合は、給水用具の取付部において、ある程度の水頭を確保する。また、先止め式瞬間湯沸器で給湯管路が長い場合は、給湯水栓やシャワーなどにおいて所要水量を確保できるようにすることが必要である。

4. 3 所要水頭の決定

4. 3. 1 直結直圧式の計算

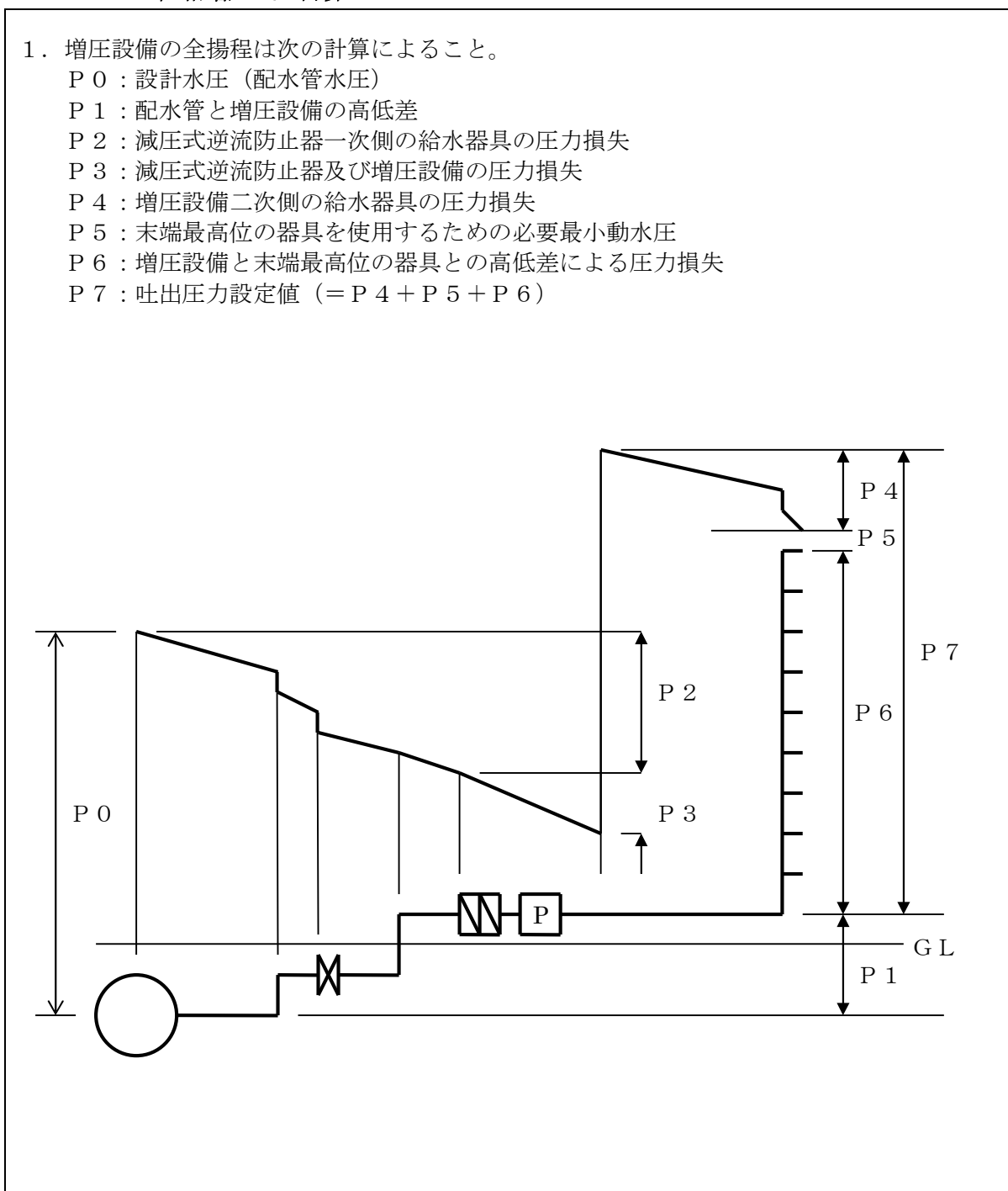
直結直圧式における所要水頭の計算は、下記による。

1. 給水装置全体の所要水頭 \leq 配水管の水圧 (水圧を水頭に変換する)
(給水装置全体の所要水頭 = 水理計算による摩擦損失水頭 + 給水装置立ち上がり高さ)

・給水装置の立ち上がり高さとは、配水管と給水管の分岐点から水理計算上の末端給水用具、もしくはは最高位給水用具までの垂直距離をいう。

4. 3. 2 直結増圧式の計算

1. 増圧設備の全揚程は次の計算によること。
P 0 : 設計水圧 (配水管水圧)
P 1 : 配水管と増圧設備の高低差
P 2 : 減圧式逆流防止器一次側の給水器具の圧力損失
P 3 : 減圧式逆流防止器及び増圧設備の圧力損失
P 4 : 増圧設備二次側の給水器具の圧力損失
P 5 : 末端最高位の器具を使用するための必要最小動水圧
P 6 : 増圧設備と末端最高位の器具との高低差による圧力損失
P 7 : 吐出圧力設定値 (= P 4 + P 5 + P 6)



・直結増圧式は、配水管の水圧では給水できない中高層建物において、末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力を増圧設備により補い、これを使用できるようにするものである。

ここで、増圧設備の吐水圧は、末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力を確保できるように設定する。

5. 中高層建物の給水装置

5. 1 給水装置の構造

1. 配水管から分岐し敷地内に引込む給水管に、分岐地点に近い敷地境界から 1.0m の位置に仕切弁、または止水栓（第一止水栓）を設置すること。
2. 各世帯ごとにメーターを設置すること。
3. 非常用水栓、共同栓等を設置する場合は、個別にメーターを設置すること。
4. 給水管は余裕のある給水管口径とすること。
5. 凍結の恐れのある場所にあつては、有効な凍結防止に対策を講じること。
6. 給水管の立ち上がり管の最上部には、止水器具及び空気弁を設置すること。
なお、設置にあたっては作動状況が外部から確認できるよう配慮すること。
7. 高置水槽への直結給水はできない。
8. 増圧設備に使用するポンプは、構造材質の基準に適合する水道用直結加圧式ポンプユニット（日本水道協会 JWWA B 130）を使用すること。
9. 直結増圧式の給水装置の水圧は、最下階で 0.60Mpa を超えないこと。

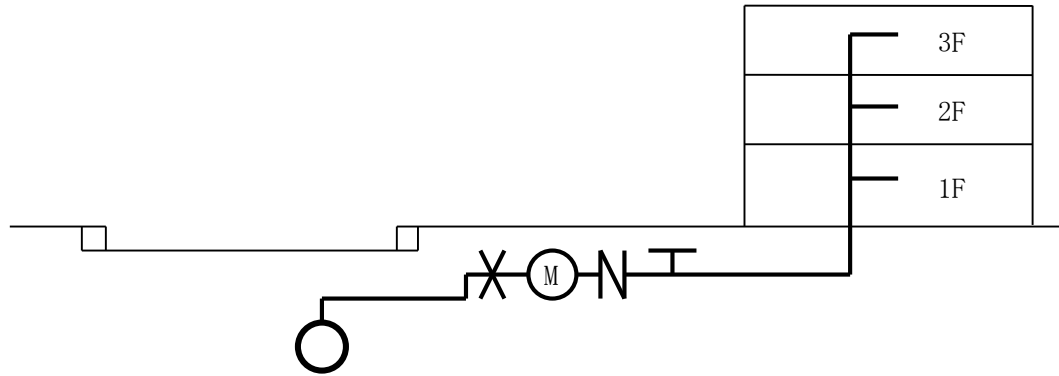
1. メーター設置場所は、3階以下の専用住宅等においては、施工基準 3.5.3 に基づき地付けとし、4階以上の専用住宅においては、パイプシャフト内に各世帯ごと設置することができる。
また、1棟が全て同一所有者の使用する専用住宅、及び事務所ビル（自社ビル）等の場合はメーターを建物外部に設置することができる。
2. 災害時、配水管減圧時、停電時等不測の事態においても給水の確保ができるように非常用水栓を設置すること。
3. 給水管の立ち上がり管は、管ロスの低減化と凍結防止の観点から余裕のある口径とすること。
また、維持管理を考慮し給水管立ち上がりごと仕切弁を設置すること。
4. パイプシャフト内の給水管より分岐される給水管等は、凍結のおそれがあるため必要な防寒対策を講じること。なお、架橋ポリエチレン管等のヘッダー方式での配管において、ヘッダー以降の給水管口径が 20mm に満たない場合は、さや管を保温チューブ等で保温すること。
5. 空気弁からの排水については、パイプシャフト内等でドレン設備を設けるなど、必要な排水措置を講じること。

配管形態図

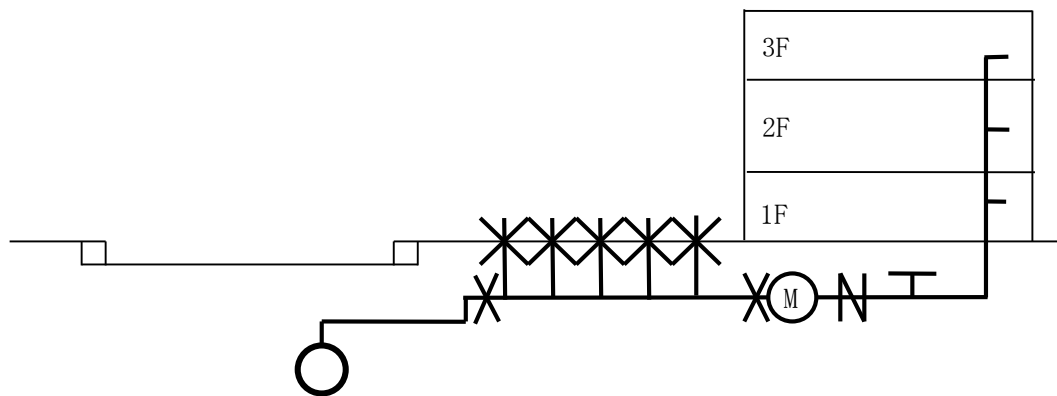
直結直圧式

(メーター地付けの例)

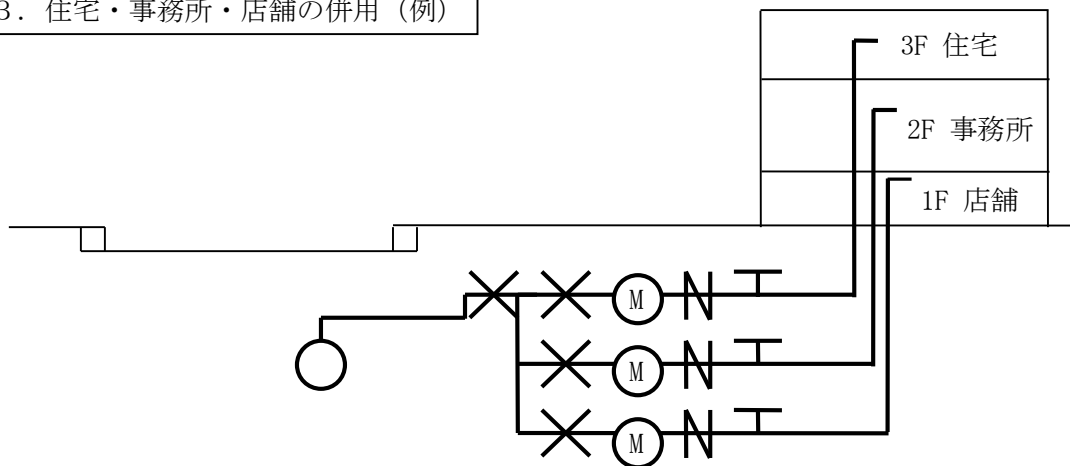
1. 専用住宅・事務所 (例)



2. 集合住宅 (例)




3. 住宅・事務所・店舗の併用 (例)




配管形態図


直結増圧式


1. 集合住宅（例）

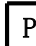
 止水栓または仕切弁


 止水栓

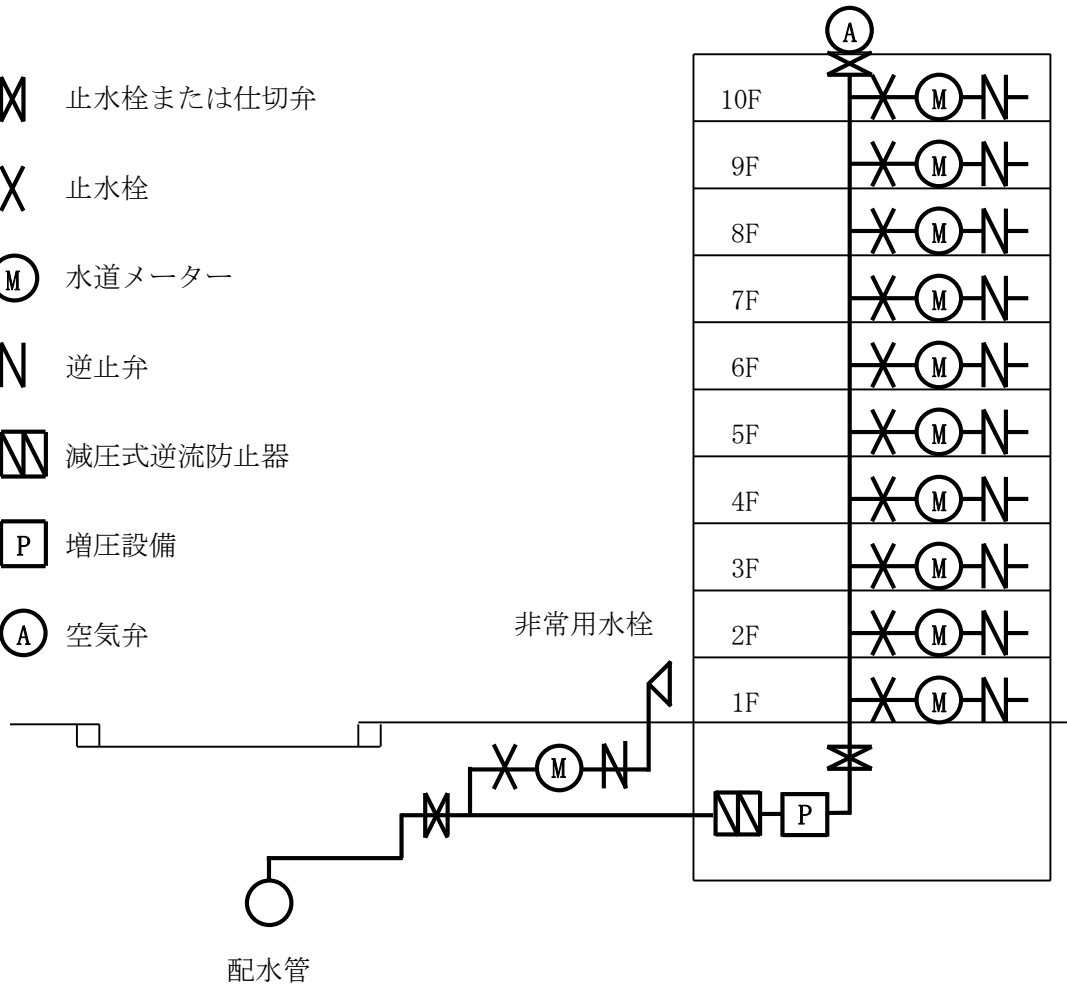
 水道メーター

 逆止弁

 減圧式逆流防止器

 増圧設備

 空気弁



5. 2 給水方式の併用

給水装置を併用する場合は、以下の点に留意すること。

1. 同一建物で使用用途が同一の場合は、給水方式の併用は認めない。
2. 同一建物で使用用途が異なり、それぞれが独立した区画の場合は給水方式の併用は認める。
3. 同一敷地内への給水管取出しは、給水方式が同一の場合は1箇所引き込みとするが、給水方式を併用する場合はそれぞれ別取出しとすることができる。
4. 給水方式の併用を行う場合は、クロスコネクション（誤接続）等の事故を防止する配管形態とすること。
5. 併用方式の維持管理を容易にするため、給水システムの識別ができるよう配管等に表示を行うこと。

1. 建物が住居専用の場合は、給水方式の併用は認めない。
2. 集合住宅に併設される店舗等がある場合は、店舗等と住居とで給水方式の併用を認める。
ただし、それぞれが独立した構造となる場合に限る。
3. 店舗等に設置するメーターは、建物外部に設置することができる。

4. 受水槽式給水の給水管口径の決定は時間平均使用水量から決定されるが、給水方式を併用する場合は、口径決定に違いがあり直結系統の水圧低下が懸念されるため、受水槽式給水の使用水量は、直結式と同様瞬時最大使用水量を求め水理計算を行うこと。

5. 給水方式の識別は下記の例により行うこと。

①給水方式が識別できるよう次の色とする。

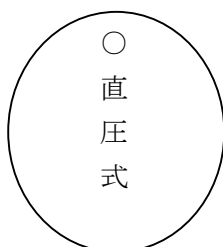
- ・直結式給水 青色
- ・増圧式給水 黄色
- ・受水槽式給水 橙色

②配管

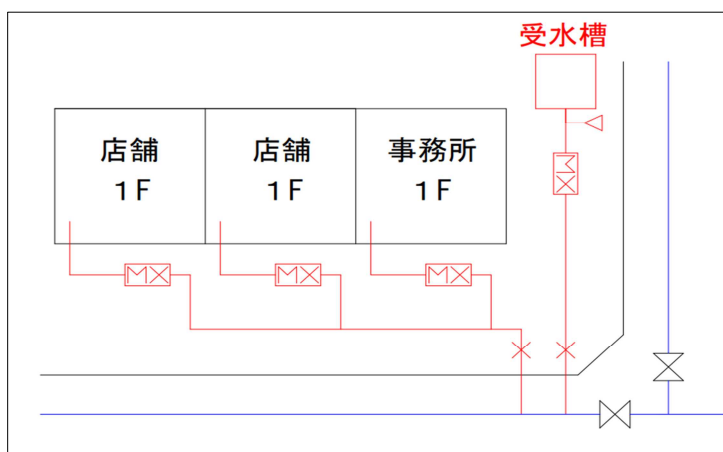
パイプシャフト内の配管などに給水方式が識別できるように標示を行うこと。

③止水栓きょう，メーターます内に給水方式が識別できるよう標示板等を設置すること。

60mm×40mm×1mm以上



*他の記載例（増圧式・受水槽式）



5. 3 逆流防止装置

1. 各世帯に設置するメーター毎に逆止弁を設置すること。
2. 事務所ビル等においては、各階分岐箇所毎に逆止弁を設置すること。
3. 増圧設備には水道用減圧式逆流防止器（日本水道協会規格 JWWA B 134）を使用すること。
4. 水道用減圧式逆流防止器の設置位置は、増圧設備の直前に設置すること。
5. 水道用減圧式逆流防止器を設置する場合は、中間逃がし弁からの排水を確認できるよう吐水口空間を確保した間接排水とすること。

・中高層建物は、断水、減圧時等における逆圧または負圧が生じた場合、水の逆流により他の需要者に衛生上の危害を及ぼすおそれがあり、より安全な逆流防止対策を講じる必要がある。

5. 4 直結増圧設備

構造・材質基準に係る事項

配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。（施行令第4条）

・増圧設備は、配水管の圧力では給水できない末端最高位の給水用具への吐水圧を確保する設備である。

通常は、加圧形ポンプ、制御盤、圧力タンク、逆止弁等をあらかじめ組み込んだユニット形式となっている。増圧設備は、加圧形ポンプ等を用いて直結給水する設備であり、他の需要者の水利用に支障を生じないように配水管の水圧に影響を及ぼさないものでなければならない。

直結増圧設備の設置にあたっては、下記の点に留意すること。

1. 1 給水装置に（1 建物）に対して1 ユニットとする。
2. 設置場所は、供給する建物内の1階、または地階部分に設置することを原則とする。
なお、既設建物の改造等でやむを得ず屋外に設置する場合は、凍結防止等の措置を施すこと。
3. 設置場所は、ユニットの点検や維持管理のための十分なスペースを確保すること。また、ポンプ室内は十分な換気設備、及び排水設備を施すこと。
4. 増圧設備の呼び径は、給水管口径と同径、またはそれ以下とすること。
5. 自動停止、復帰の設定水圧は次によること。
自動停止の設定水圧→増圧設備流入設計水圧（減圧式逆流防止器の直前）－0.05 Mpa
自動復帰の設定水圧→増圧設備流入設計水圧
6. 圧力制御は、用途に応じた制御方式を採用するとともに、二次側の圧力設定値は、計画瞬時最大使用水量時において建物の最上階で必要な吐水圧を確保でき、最下階で0.60 Mpa 以上にならないこと。
なお、低層階などにおいて高水圧となる場合は、必要に応じ減圧弁を設置することが望ましい。
7. ポンプ故障、停電時には断水となることから、非常給水用として非常用水栓（キー付き不凍給水栓）を設置すること。

5. 5 その他の留意事項

消火用設備、空調用設備等は給水装置に直接連結してはならない。

- ・消火用設備、空調用設備等への補給水を行う場合には必ず雑用水槽を設けること。

6. 水道メーター

6. 1 メーターの位置

水道メーターの設置は、施工基準 3. 5. 3に記載されているとおりとする。

6. 2 計量及び徴収方式

管理者が設置した水道メーターにより計量・徴収を行う。

7. 既存施設からの改造

給水方式を受水槽方式から直結給水方式に切替える場合は、本基準を満足するものであること。

1. 既設配管を再使用せず極力新設配管とすることが望ましいが、既設配管を再使用する場合、所有者は既設配管の状況等を十分調査すること。
2. 所有者は、水圧試験・水質検査を行うこと。（水圧：地圧に0.2Mpaを加えた数値を満足すること）
3. 直結給水の効果を十分発揮するため、高置水槽を経由しない給水方式を原則とする。
4. 対象建物、メーター回りの配管等についても、本基準に基づくものとする。

- ・既設配管を直結給水装置として再使用することは、水圧上昇による漏水、赤水等の問題が発生するおそれがあるため、やむを得ず再使用する場合は、所有者が材質・構造・配管経路、管種口径、給水器具類、使用期間等を十分調査し、再使用する部分を最小限にする必要がある。

8. 完成試験

8.1 試験の範囲

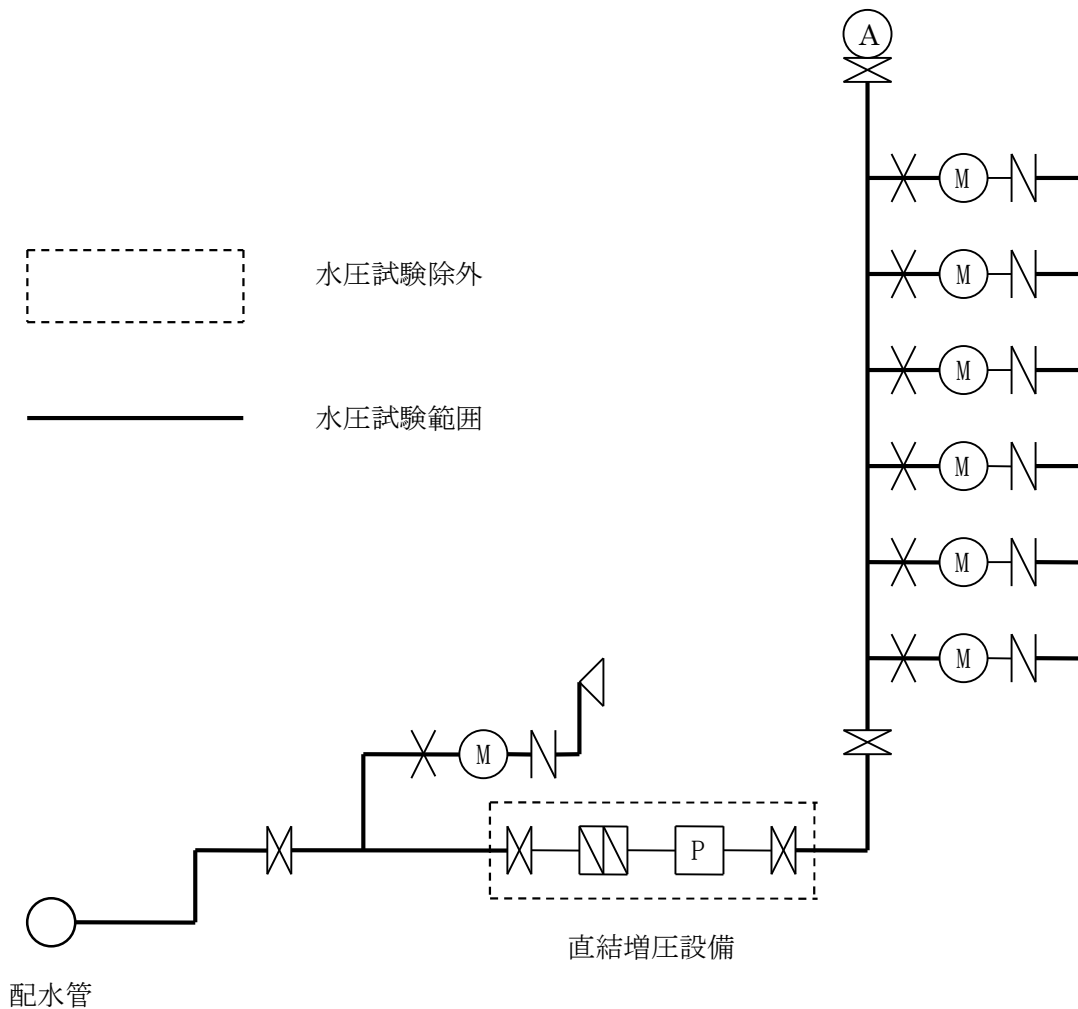
試験の範囲は配水管分岐箇所から、末端給水用具までとする。
また、既存建物を給水方式に改造した場合も同様とする。

8.2 水圧試験方法

所有者は、給水装置完成後、通水及び水圧試験を実施する。ただし、「増圧設備」の水圧試験は除外する。

- 1) ここでいう水圧試験とは、給水装置工事が、完成後指定工事業者が行う社内検査をいう。
- 2) 増圧設備は、製造元の工場において既に必要な水圧試験を実施済である。このユニットは、試験圧がかかると損傷するおそれのある機器が取付けられているため、現場で水圧試験は行わないこと。

直結増圧給水



8. 3 増圧設備試験運転

1. 所有者は、以下の項目について試験運転を行い確認すること。
2. 増圧設備の運転は、製造メーカー等専門的技術者の立ち会いのもと実施すること。
3. 協議書による水理計算に明記された、流入圧力・吐出圧力制御設定値（運転停止・復帰）の確認を行うこと。
4. 末端最高位の給水用具でも、適切な吐水量が確保できる水圧があること。

・流入圧力制御設定値は、管理者が提示した配水管水圧より計算した値で設定すること。実際の流入水圧を確認すること。（流入圧力制御設定値：0.196～0.6Mpa 以内）

8. 4 竣工検査

指定工事業者は、工事完成後速やかに竣工図書を提出し、管理者の竣工検査を受けなければならない。

9. 直結給水装置の維持管理

9. 1 維持管理

- 維持管理については、給水条件承諾書の内容に基づき、所有者が適正に行うこと。
1. 直結増圧式の場合、停電、故障等により増圧設備が停止した時は断水になることを居住者に周知すること。
 2. 増圧設備の故障等による断水の場合は、増圧設備の製造業者等に連絡するよう管理人に周知を図ること。
 3. 増圧設備及び減圧式逆流防止器は、年1回以上の保守点検を行うこと。
 4. 下記の2つの措置により、緊急時に迅速かつ的確な対応が図られること。
 - (1) 増圧設備には、警報装置を設置すること。
 - (2) 給水条件承諾書に記載した管理責任者等の連絡先を標示板に記入し、ポンプ室及び管理人室に設置して周知を図ること。
 5. ポンプ室及び管理人室等に設備の竣工図を常備しておくこと。
 6. 配水管等の工事に伴う計画的または緊急的若しくは市が実施するメーターの取り替えに伴う断水については、その作業が円滑に実施できるよう協力すること。

1. 増圧設備を含む給水装置の管理責任は設置者側にあるため、増圧設備の機能を確保するためには定期点検等の維持管理が必要であり、設置者（所有者）は緊急時の対応ができるよう維持管理業者名と連絡先を必要箇所に明示するとともに、使用者に対して直結増圧方式の特性を周知させること。
2. 増圧設備の修理には専門的な知識が必要であり、製造業者等に連絡する体制が必要である。
3. 専門的な技術を持った維持管理業者等と、保守点検契約することが望ましい。

10. 手続き方法

10.1 協議方法

1. 申請者は、下記書類を提出し協議を行うこと。
 - (1)直結給水方式についての協議書（第1号様式）
 - (2)計画使用水量等の計算書
 - (3)水理計算書
2. 計画使用水量の算定等は、施工基準に基づき算出すること。
3. 関係図面の提出は、位置図・平面図・立面図・各階設備平面図・立体系統図等の必要とする図面2部を提出すること。
4. 本基準書に基づく申請書類は、申請者による記名押印又は署名のうえ、提出すること。法人においては、代表社印を押印し提出すること。

10.2 各種の変更及び取消し

1. 下記事項に該当する場合は、設計変更を行うこと。
 - (1)計画使用水量に変更が生じた場合
 - (2)事前協議申請者に変更が生じた場合（様式第3号）
 - (3)給水装置工事申込み後、給水管の口径に変更が生じた場合。
2. 協議を取り消す場合は、「直結給水方式についての協議書の取消届」（様式第4号）に必要事項を記入し、協議方法と同様の手続きを行うこと。

【作成】

大崎市上下水道部

附則

（施行期日）

1. この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
2. この基準は、令和8年4月1日から施行する。
（旧要綱の廃止）
3. 中高層建物直結給水取扱要綱は、廃止する。

直結給水事前協議申請書

大崎市水道事業

大崎市長

様

申請者

住所：

氏名：

連絡先 電話番号：

協議者

住所：

氏名：

連絡先 電話番号：

下記の建物に直結給水（直結式，増圧式）をしたいので事前協議を申請します。

事前協議番号	第 一 号	受 付 日	年 月 日
1. 建築場所	大崎市		
2. 建物の用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> 店舗等併用住宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
3. 建築概要	建築物	<input type="checkbox"/> 新築, 階高 m <input type="checkbox"/> 階段, 階下 m	
	建築階高	地上 階, 地下 階	
	用途業態		
4. 給水概要	給水装置	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設	
	給水戸数		
	方式併用	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 受水槽との併用 <input type="checkbox"/> 直結式との併用	
5. 工 期	年 月 日 ~ 年 月 日		
6. 使用水量	計画使用水量	m ³ /日	瞬時最大流量 L/min (L/s)
7. 分岐口径	配水管 DIP, PE, VP, CIP その他 φ mm×取出給水管 φ mm		
8. ポンプ型式	メーカー名：	型式名：	
9. ポンプ仕様	ポンプ口径：	mm	最大給水量： L/min

※上記の事項を記載し、添付図面を提出すること。

※用途形態、給水戸数欄には、内訳を具体的に記入すること。

第 年 月 日 号

(あて先) 申請者

様

大崎市水道事業
大崎市長

直結(直圧・増圧)給水装置事前協議の結果について

年 月 日付けで事前協議依頼のありました下記の協議につきましては、次のとおり回答します。

本件につきまして検討した結果、直結(直圧・増圧)給水が(可能・不可能)です。
 なお、付近配水管の動水圧状況及び管網状況を調査した結果、当該地の配水管の動水圧は、 MPa で設計することができます。

事前協議番号	
協議場所	大崎市
建築用途	

(協議者)

住所	
氏名	
連絡先	電話番号

年 月 日

(あて先) 大崎市水道事業
大崎市長 様

直結（直圧・増圧）給水方式協議書の申請者変更届

年 月 日付で届出いたしました直結（直圧・増圧）給水方式についての事前協議書について、下記のとおり変更を届出します。

事前協議番号		受付日	年 月 日
変更理由			

事前協議申請者

変更前	住 所	
	氏 名	
変更後	住 所	
	氏 名	

年 月 日

(あて先) 大崎市水道事業
大崎市長 様

直結（直圧・増圧）給水方式協議書の取消届

年 月 日付で届出いたしました直結（直圧・増圧）給水方式についての事前協議書について、下記理由により取消したいので届出します。

事前協議番号		受付日	年 月 日
申 請 住 所			
工 事 内 容	新設 ・ 改造 ・ 受水槽以降改造		
取 消 理 由			

申 請 者 住 所 :
氏 名 : _____